

安全・安心なまちづくりに関する協定書

寝屋川市（以下「甲」という。）、大阪府寝屋川警察署（以下「乙」という。）及び寝屋川市防犯協会（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、寝屋川市の安全で安心なまちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「命を守る」を基本とし、「子どもを守る」「街を守る」「生活（暮らし）を守る」という考えの下、甲、乙及び丙が連携し、かつ迅速に対応することにより、安全で安心して暮すことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次の事項について、協働した活動を実施するものとする。

- (1) 地域における地域安全活動の推進に関する事
- (2) 子どもの安全の推進に関する事
- (3) 犯罪の被害防止の情報発信に関する事
- (4) 「ながら見守り活動」に関する事
- (5) 道路環境・安全管理に関する事
- (6) その他安全・安心なまちづくりに関する施策の実施に関する事

（甲の役割）

第3条 甲は、安全で安心して暮すことができる地域社会の実現に資するため防犯施策を推進する。

- 2 甲は、関係機関及び防犯に係る各団体間での情報共有及び調整を図る。
- 3 甲は、乙又は丙が、それぞれ取り組む地域安全活動に対して連携、協力を行う。

（乙の役割）

第4条 乙は、地域に密着した地域安全活動等を推進する。

- 2 乙は、甲又は丙が、それぞれ取り組む活動に対し、地域防犯力の向上に資する活動に対して、情報提供のほか必要な助言を行う。
- 3 乙は、甲又は丙が、それぞれ取り組む地域安全活動に対して連携、協力を行う。

(丙の役割)

第5条 丙は自治会等地域、甲及び乙との連絡調整を行う。

2 丙は、地域防犯力の向上に資する主体的な活動に取り組む。

3 丙は、甲又は乙が、それぞれ取り組む地域安全活動に対して連携、協力を行う。

(秘密の保持)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定の運用に際し、知り得た情報を当該協定の目的以外に使用してはならない。

(協議)

第7条 本協定の内容を変更する必要がある場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、甲、乙及び丙は、本書を3通作成し、それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月13日

甲 寝屋川市長

北川 法夫

乙 大阪府寝屋川警察署長

三浦 裕

丙 寝屋川市防犯協会会長

増田 松太郎